

平成16年度タイ野菜産地調査結果の概要

1 農業政策の概要

タイにおける農林水産業の地位は、工業、サービス業等の発展に伴い、相対的に年々低下傾向にあるが、労働人口の約半数は農業従事者であること、地方での主要産業は農水産業であること、農林水産業分野の輸出は重要な外貨獲得産業となっていることから、タイ政府は、農業・農村及び食品関連産業の振興を最も重要な政策課題として位置付けている。

(1) 第5次～第7次農業開発計画（1982-1996年）

第5次～第7次農業開発計画では、米、タピオカなどの輸出志向の単一作物栽培から脱却し、エビ（ブラックタイガー）、鶏肉、乳牛、肉牛、木材、生花、野菜、果物などの生産を奨励し、同時に海外からの投資を呼び込み食品加工などのアグロインダストリーを推進する、いわば農業生産の構造改革の政策が実施され、その結果、農業における生産額は、米、タピオカは減少し、野菜、果物が増加した。

(2) 第8次農業開発計画（1997年～2001年）

第8次農業開発計画では、世界市場における農産物の競争力維持、天然資源の保全・回復・修復と持続的な利用、人的資源及び農民組織の強化を目的とし、これによって農民の生活水準の向上を図ろうとするものであり、第7次計画に引き続き、米に依存しない野菜や果実などの換金作物を取り入れた複合型農業が推奨され、輸出に直結する食品加工の原料となる野菜や果実については企業とともに栽培指導が積極的に進められた。

しかし、1997年の経済危機や天候不順などにより、計画は大きく後退した。

(3) 第9次農業開発計画（2002年～2006年）

第9次農業開発計画（2002年～2006年）では、経済危機による経済の後退を回復すべく、より力強い農業構造を生み出し、農村の持つ潜在力を引き出し、単に生産面だけでなく総合的な効率性を高めることを重点に置き、そして積極的に市場開拓を実施すべく計画が設定された。

しかし、2001年のタクシン政権の発足以降、抜本的な省庁改革が進められ、過去の経済計画のあり方が見直され、第9次に代わる戦略として、2003年に農業戦略（2003年～2006年）が発表された。この戦略は「資源ベースから知識（ナレッジ）ベースへ」、「生産増大利益減少から生産増大利益増大へ」、「農場レベルから食卓レベルへ」の3つのコンセプトから立案されている。具体的には、①重要農産物（米、飼料用メイズ、キャッサバ、大豆、オイルパーム、ロブスター、コーヒー、パラゴム、パインアップル、ロンガン、ドリアン、ラン、エビの12品目）の生産およびマーケティングの強化、②食品の安全性に沿った「生産から食卓まで」の一貫した農産物の品質強化、③農業生産構造の調整、一村一品運動の推進、④農業分野における情報通信技術を導入、などである。

また **2005** 年 **1** 月に農業生産改革戦略（**2005** 年～**2008** 年）が閣議で了承された。

農業生産改革戦略（**2005** 年～**2008** 年）の概要

第 1 戦略：最新のテクノロジーを農業に幅広く活用する。

第 2 戦略：ファームレベルの農業投資

第 3 戦略：農民を事業者にかえる

第 4 戦略：生産・マーケティングさらにはロジスティック面のインフラ開発。

第 5 戦略：変化に対応できる運営マネジメント開発

第 6 戦略：競争力のある生鮮農産物への集中

以上のうち以下の **14** 種類の農産物の開発枠組みを設定する。

Aグループ（高いポテンシャル農産物）：天然ゴム、有機農業物、エビ、肉牛製品、代替燃料作物、パーム椰子、ハーブ、木材

Bグループ（ポテンシャル農産物）：パインアップル、マンゴスチン、バナナ、鶏肉、鹿肉、蜂蜜

上記の第 6 戦略の下で **380** 億バーツ、第 1～第 5 戦略の下で研究開発やインフラ開発などに **300** 億バーツが投資される予定である。その結果、国内生産高は **2004** 年の **6,000** 億バーツから **2008** 年には **9,000** 億バーツに、農民一人当たりの所得は **2004** 年の **3 万 2000** バーツ/年から **2009** 年には **4 万 3000** バーツに増えることを目標としている。

（4）食品安全性の政策

農産物の安全性を管轄する農業協同組合省の部局は農産物食品基準局（ACFS）、農業局（DOA）、農業普及局（DOAE）である。 **2003** 年から **2004** 年にかけての農産物における食品安全性に関する戦略は次の **4** 点に分類される。

① 輸出向け野菜、果実の衛生および品質基準の認証

残留農薬の検査を実施し、ロンガン、ドリアン、ライチ、マンゴスチン、タマリンド、マンゴー、ザボン、アスパラガス、しょうが、おくら、ベビーコーン、とうがらしの **12** 品目については、輸出前の残留農薬の検査を義務付け、証明書を発行する。この他にも、各種生産物の **MRL（Maximum Residue Limit／農薬最大残留基準値）** 値を規定する。

② 野菜、果実の生産地の検査・認証

GAP（Good Agricultural Practice／適正農業規範） に従った生産地の登録および認証の推進。

③ 輸出向け農産物の加工工場の検査・認証

食品製造工場、輸出食品加工工場、一般食品加工工場において、**GMP（Good Manufacturing Practice／適正製造規範）** および **HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）** 制度に基づく生産工程および原材料の品質検査の実施。

④ 農産物の品質認証検査の開発および効率化

化学物質に関する知識の普及（地方の係官 **160** 名による農民に対する研修）による、適正な化学物質使用に対する生産者、販売者、農家の意識の向上、化学物質の品質管理を徹底。

農薬の消費期限を定め、ラベルに商品名と普通名を同じ大きさで表示するよう規定し、現在約 **15** 万ある商品名を 1 万以下に減らす。また、植物検疫拘留所のサービスの効率化および 4 ヶ所の植物検査地点の統合をし、検査認証・証明書発行・結果報告をコンピューター・ネットワーク・システムで行う。

(5) 生産対策

ア 価格政策

野菜価格は基本的に市場により決定される。しかし、大幅な価格の変動が生じた場合は、市場介入等により価格支持政策が実施される。

通常、価格支持政策は農民援助委員会 (**Farmers Assisting Policy and Measure Committee, FAPMC**) により決定される。この委員会は、商務省のサブ委員会である農産物価格市場支援サブ委員会による価格モニタリング、状況報告、介入措置の提案を受けて、価格支持方法の立案、価格支持実施期間の設定、目標価格の設定、価格支持に係る予算の認可を実施する。価格支持の対象となる品目は農産物、産業品を含めセンシティブ品目 (**SL**: 毎日価格を監視)、主要監視品目 (**PWL**: 週に **2** 回価格を監視)、監視品目 (**WL**: **2** 週間に一度価格を監視) に分類され、野菜ではクウシンサイ、中国ケール、香菜、シャロット、とうがらしなどがあり、監視品目として設定されている。

イ 肥料に対する国等の助成

肥料は商務省による価格管理品目の一つに指定されており、商務省国内取引局が生産者、輸入業者からの価格報告を義務づけているが、直接の市場介入はない。

毎年、農民援助委員会 (**FAPMC**) が農民支援の肥料供給基金を決定し、農民市場機構 (**MOF**) を通じて肥料購入のための低利融資を実施している。その他、国内肥料製造会社へ肥料原料購入、輸入肥料に対する付加価値税 (**VAT 7%**) の免税措置の実施している。

ウ 農業構造調整政策～にんにく栽培農家の転作奨励措置

2003 年 **9** 月、タイの農業協同組合省は **10** 月から対中国 **FTA** アーリー・ハーベストプログラムによりタリフ **HS07**、**08** 類の野菜、果樹類の輸入関税が **0%** となることから、国内生産への影響を考慮し、国内のにんにく生産農家に対して、果樹などへの作付転換を促すことを発表した。当時、農業協同組合省によれば、輸入関税撤廃によりにんにく、たまねぎの生産に影響がでると考えられ、たまねぎ、赤たまねぎについては現在 **1600** ヘクタールの栽培面積しかないため、減反を実施する予定はないとして、にんにくのみ約 **2** 万ヘクタールの栽培面積のうち

8,000ヘクタールの作付転換を生産農家に促す措置を講じている。農業協同組合省は作付転換を実施した農家に対しては、1ライ (0.16ヘクタール) につき1,500バツの奨励金を支払う。

エ 有機農業の振興

食品の安全性の政策を推進するとともに、「有機農産物認証」制度を導入し、有機農業の生産の振興を進めている。

(6) 輸出振興対策

ア 安全性

2003年6月、商務省外国貿易局および農業協同組合省農業局はシンガポール、マレーシア、中国、香港、米国、EUに輸出される12種類の野菜および果実の残留農薬に係る検査を輸出業者に義務づける措置を講じている。さらにこの他、日本向けの野菜21種についても残留農薬に係る検査を義務づけている。残留検査の基準値は輸出国またはCodexの基準を採用している。残留検査の方法については、農業局が進める「食品安全性プロジェクト」に参加する業者への優遇措置を設定している。業者は農業局が認定するGAP農家をネットワーク化して一貫した生産、仕入れ過程を形成すれば、一定の優遇措置を得ることができる。

・検査対象野菜および果実

ロンガン、ドリアン、ライチ、マンゴスチン、タマリンド、マンゴー、ザボン、アスパラガス、しょうが、おくら、ヤングコーン、とうがらしの12種類。

・日本向け野菜

芹菜、ケール、オオバコエンドロ、ディル、スイートバジル、コリアンダー、ホーリーバジル、パックカイエン (タイ名)、ウイキョウ、ヘアリーバジル、ミント、ナンバンルリソウ、陸ハス、さやいんげん、キャベツ、ソムポイ (タイ名)、コブミカンの葉、水オジキ草、レモングラス、モモウビユ、おくらの21種類。

(この21種類の野菜については、輸出状況に応じて検査対象から外している場合もあり、すべて種類において実施しているわけではない。)

イ 原材料関税還付制度

輸入した原材料を加工して製品として輸出する場合、原材料を輸入する際に課された輸入税を還付することが認められている。この仕組みは関税法第19条 (BIS - 19条と呼ばれている) に基づく輸入税に関する還付制度によって設けられている。これは原材料の輸入時に一旦納めた輸入税が、製品として輸出する際に還付申請を行なうことによって返還されるという仕組みを取っている。

(7) 野菜輸出入制度の概要

農産物の輸出に関しては、国内の食料・原材料の確保、輸出品の品質管理等の観点から一部の農産物において輸出許可 (米・キャッサバ・コーヒー・エビ等)、輸出基準の設定 (ラン・生鮮ドリアン・パイナップル缶詰等) が課されているが、野菜については対象となっていない。

農産物の輸入に関しては、輸出入管理法に基づき、一部の品目については輸入制限品目とされており、たまねぎ、ばれいしょ等の農水産品20品目については、輸入の際に商務省からの輸入許可

を必要とする輸入許可品目となっている。

ア 関税制度

2002年6月のWTOでの合意により、これまでの見做し課税制度から、申告納税制度（評価申告制度）となり、日本と同様に輸入者の申告するインボイス価格によって課税対象額が決定される。

タイの輸入関税率については、通常の輸入関税率（MFN）の他に、WTO協定、AFTA、GSPT（世界貿易特惠関税）制度、そして一連の各国とのバイによる自由貿易協定に代表される二国間協定の関税率が設定されている。

イ 関税割当

タイではWTO協定において20品目の農水産物の関税割り当てを採用している。そのうち野菜関係はばれいしょ、にんにく、たまねぎ、たまねぎの種子である。割当枠については毎年、商務省外国貿易局が公表し、同局が割当実施機関となる。

ばれいしょについては商務省の公共倉庫公団（PWO）、たまねぎについては農民市場機構（MOF）が輸入者となる。ただしたまねぎの加工輸出は適用外となっている。にんにくについては、にんにく生産及び市場委員会の登録を必要とする。

たまねぎの種子はたまねぎ生産者組合が一括して輸入を実施する。なお関税割当外についても外国貿易局で許可申請手続きを取る必要がある。

ウ 植物検疫

タイの植物検疫は植物検疫法（Plant Quarantine Act 1964）及びその改正法（2000）に基づいて実施されており、農業局が管轄し、全国に35ヶ所の植物検疫所を持つ。

野菜については一般の植物と同様に土、有機肥料、植物病菌及び病害虫が植物検疫対象となる。輸出国での植物検疫証明の取得義務付けは、栽培目的以外の野菜類ではトマトを除いて対象となっていない。トマトでは輸入の際に輸出国からの植物検疫証明書を求められる。

なお、遺伝子組み換え作物については、加工食品を除く植物（40種類）については原則的に植物防疫法上の理由により輸入禁止となっている（加工食品の輸入は可能）。

輸入が認められるのは教育または研究目的のみであり、農業局局長の許可を要する。また商務省外国貿易局が1979年の商品輸出入法にもとづいて、消費者に有害なGMOを含有する加工食品の輸入を差し止めする権限を持ち、同様に保健省の食品医薬品局においても、消費者の安全と健康を脅かすような食品の輸入を規制する立場から輸入差し止めの権限を有している。

エ 食品の製造基準適合規制

2003年から保健省が指定する食品（54品目）について同省が定める製造基準に適合しなければ製造・販売できないとする製造基準適合規制が実施されている。この製造基準は、CODEXのGMPをベースに策定されており、輸入食品にも適用される。該当する輸入食品は輸出国政府からの認証または国際的認証機関からのHACCP、ISO等の認証取得が必要である。54品目の食品のうち野菜に関連する品目は1)密閉容器に詰められた飲料、2)密閉容器に詰められた食品、3)食品用調味料、4)密閉容器に詰められたジャム、ゼリーおよびマーマレード、5)密閉容器に詰められたソース、6)にんにく製品、7)調理済みもしくは加工済みの冷凍食品などである。

オ 残留農薬について

国内で流通する食品の残留農薬の基準はCODEXの最大残留値（MRL）および不可避的原

因で生じた残留毒素値（ERL）を基準としているが、保健省では1995年にタイ独自で11種類の農薬に関してMRLおよび4種類のERLを定めている。さらに近々、農業協同組合省の農産品・食品規格局（ACFS）でも新たな基準値を告示する予定となっている。

野菜の輸入に当たっては、輸出国での残留農薬検査証明の取得義務はないものの輸入時に保健省の担当官によるランダム検査が実施されている。

なお農業協同組合省の農産品・食品規格基準局（ACFS）でも2004年にMRLを新たに設定しているが、現時点では既存の規定との整合性もあり、義務付けるものではなくガイドラインという位置付けである。

カ 輸入食品の安全性検査証明の義務付け

2004年9月、保健省食品医薬品局は輸入食品の安全性を確保するため、16種類の品目に関して輸入するごとに輸出国側での検査証明書またはタイ国内で定められた検査機関による証明書取得を義務づける告示「食品輸入に関する基準証明書について」を通達した。

この中で輸入野菜に関しても次のような基準を満たす証明書が必要となる。

生鮮または冷蔵または冷凍の野菜・果実	以下の農業用危険物質 モノクロトホス、メビンホス、メタミドホス	検出されない
乾燥野菜・果実	SO ₂ の値	食品添加物に関する保健省告示または Codex General Standard for Food Additives
	アフラトキシン	食品1kgに対して20マイクログラム以下

なお施行日については当初告示とおり2004年12月30日を予定していたが、米国などの輸出国側からの要請などもあり、食品医薬品局では同年12月27日に告示を通達し、施行を2005年3月30日に延期している。

2 野菜生産の動向

2001年の農地面積は2,097万ヘクタールで、そのうち、稲作地1,044万ヘクタール、畑作地452万ヘクタール、樹園地425万ヘクタール、野菜・花き地18万ヘクタール、放牧地14万ヘクタールとなっており、農地面積の約半分を稲作地が占めているが、近年、稲作地が減少する一方、樹園地、野菜・花き地が増加する傾向にある。

タイにおける主要な農産物は米、パラゴム、サトウキビ、キャッサバであり、その他ドリアン、パイナップルなどの熱帯果実、オイルパームやココナッツなどの油糧用作物などである。野菜も幅広く栽培されており、品目別農産物生産額の上位35品目を見ると、シャロット（13位）、にんにく（16位）、アスパラガス（17位）、チリ（18位）、トマト（22位）、ベビーコーン（27位）、タケノコ（28位）、たまねぎ（29位）などとなっている。

気候条件としてはおよそあらゆる種類の野菜の栽培が可能と言われており、タイ北部のチェンマイ、チェンライ地方では日本と同様の品種の野菜が栽培可能で、たまねぎ、アスパラガス（冷蔵）、おくら、冷凍枝豆、缶詰ベビーコーン、塩蔵しょうが、酢漬けしょうがなどが日本に輸出されている。

しかし、近年、中国とのアーリーハーベスト・プログラムによる関税の撤廃から、にんにく、たまねぎ、にんじんなどがタイ北部へ流入し、そうした野菜の生産に少なからずの影響を与えている模様である。

3 野菜輸出入の動向

タイの農林水産物の貿易バランスは大きく輸出超過となっており、タイは農林水産物の輸出国である。タイの全輸出金額に占める農林水産物の割合は**2003**年では**24%**で、輸入での割合は**12%**となっている。タイの主要な輸出農林水産物は、ゴムおよびゴム製品（天然ゴム）、水産製品（エビ・エビ調整品、水産缶詰等）、米、砂糖および砂糖製品（粗糖等）、畜産物（鶏肉・鶏肉調整品等）、果物および加工品（パインアップル缶詰等）、キャッサバおよび製品などである。野菜に関しては、輸出金額全体に占める割合は少ないものの、たまねぎ、アスパラガス等の生鮮野菜、枝豆等の冷凍野菜、ベビーコーン等の野菜缶詰、塩漬しょうが等が日本向けを中心に輸出されている。

一方、農産物の輸入については、食生活の多様化、食品産業の原料需要増、飼料需要増等から輸入額は増加傾向にある。主な輸入農産物は、畜産製品（乳製品原料としての脱脂粉乳、牛肉、飼料原料としてのメイズ・魚粉等）、水産製品（水産缶詰原料としてのまぐろ等）、繊維作物（衣類原料の綿等）、ゴムおよびゴム製品（近隣諸国からの天然ゴム）、食用作物（製粉原料としての小麦等）、油糧種子（植物油原料として的大豆等）などである。

野菜に関しては量的には僅かであるものの、近年、嗜好の多様化を反映して、温帯野菜や果実の輸入も顕著に増加している。

4 F T Aによる日本への野菜輸出拡大の可能性

(1) 野菜輸出拡大へ向けた動き

野菜については、全体に占める割合は大きくはないものの、たまねぎ、アスパラガス等の生鮮野菜、枝豆等の冷凍野菜、ベビーコーン等の野菜の缶詰、塩漬しょうが等が輸出されている。

農業協同組合省では、5年ごとに開発計画を策定しており、第9次農業開発計画（**01～07**年）では、農水産業及び関連産業の競争力を高めることを目的に農産品輸出振興のための戦略を定め、コストの削減、消費者ニーズと規格に適合した品質の達成のための施策を実施していくこととしている。また、**2003**年には第9次計画をより具体化した農業戦略が、**2005**年には農業生産改革戦略（**2005**年～**2008**年）が策定され、競争力のある農産物（**14**品目）に対して重点的に施策が講じられることとなっている。なお、同品目の中には野菜は含まれていない。

また、同省では農産物生産の規格化を図り、その品質を国際水準に合致させることを目的として、**Good Agriculture Practice (GAP・適正農業規範)**を策定し、適正な栽培技術の普及に努めている。

さらに、商務省輸出振興局では、輸出促進の観点から、製造業者、輸出業者等に対する情報提供

サービス、タイ製品のフェアの開催等を実施しており、輸出促進の対象となる12品目の中に食品は位置づけられている。また、商務省、農業協同組合省等関係機関の支援の下、民間部門（タイ・アグロ交換社）が野菜・果物の輸出ワン・ストップ・サービス（POSSEC）を設立し、16年7月から活動を開始している。

一方、安全性の確保については、使用農薬の配布等、契約農家への栽培指導や巡回点検（契約農家の囲い込み）、タイ政府が開発した簡易分析キットによる収穫物の検査の実施等を通じて、相応の体制が敷かれている。また、輸出企業においてはEUREPGAP、GMP、HACCP、ISO等の認証取得も活発に行われている。

以上のように、輸出拡大へ向けての諸政策が行われているなか、日本向けの輸出については、タイ北部チェンマイ県を中心に、相応の歴史を有しているが、今後の方向性等については、品目、輸出企業の資本構成（日系であるか否か）等によって立場が異なる。

例えば、たまねぎ（日系企業）では、日本向けの輸出を行っている主要企業は概ね固定されていること、政府が種の管理をすることで需給がアンバランスにならないようになっていること、現在の輸出量であれば国内産地との差別化ができていないこと等から、急激に量を増やして、値崩れを生じさせることは得策ではないとの考えがうかがえる。一方、現地あるいは欧米資本企業では、輸出については、かなり積極的な姿勢がうかがえる。

また、タイの加工用トマトでは、カットトマト製品の選別が丁寧など評価はされているものの、中国製品と品質・価格両面において競合すること、色や味などの品質が日本のユーザーのニーズに合っていないこと等の問題がある。現地企業側は、日本への輸出拡大は日本の需要次第という考えであった。

一方、食品加工業においては、①農畜産物等の原材料が安定的に調達できること、②インフラが充実していること、③サポートインダストリーが揃っていて副原料が入手しやすいこと、④日系企業進出の歴史が古く、ビジネス環境が整っていること等がメリットとして挙げられ、丁寧な加工技術等とも相俟って、今後とも、日本に対する重要な供給先となっていくことが想定される。

（2）日本市場における中国との競合

野菜については、果実のように、タイは熱帯果実、中国は温帯果実といった棲み分けはないと考えられ、基本的にタイと中国は、競合関係にあると考えられる。

両者の優位性を比較すると、タイでは周年栽培・供給が可能であるという有利さはあるが、①基本的にタイでは野菜の産地が比較的涼しい北部に限られているのに対して、中国は野菜生産に適した広大な農地を有していること、②地理的に中国の方が日本に近いこと（地理的優位性）、③人件費等において中国の方が低い生産コストの実現が可能であること等、総じて中国の方が優位な立場

にあると考えられる。

事実、冷凍野菜の輸入の状況をみると、**1990**年代後半から、**2001**年までは中国からの輸入の増加に伴い、タイからの輸入が減少している。

しかし、**2002**年に中国産冷凍ほうれんそうから基準値を上回る残留農薬が検出されたことから、中国産は**2001**年をピークに減少に転じており、タイからの輸出が増加する等の動向も見られる。

(3) 野菜輸出拡大の可能性

タイにおいては、

① コスト面等を考えると中国の優位性は否めないが、生鮮品を周年供給できるメリットは評価できること

② 加えて、リスク分散の観点からも中国一辺倒ではなく、中国+ONEの供給先は必要でありうること。これは安全性だけでなく、為替等を考えても同様であること

等から、ある程度わが国への輸出の経験を有していることとも併せて、成熟度の高い日本への供給先であるとは考えられる。

なお、単純な価格競争力では劣る点があり、競争力強化の観点から、冷凍総菜等付加価値の高い商品の供給が重要となっていくと考えている関係者は多い。

5 FTAによる日本からの野菜輸入の可能性

(1) 日本食の定着

現在、日本食レストランはブームの時期を過ぎて定着したというのが一般的な評価であり、各日本食レストランは地元タイ人に対してかなりの集客力を有していると思受けられた。

このように日本食が定着した理由としては

① 味付け・種類には差があるものの、ご飯が中心という基本形が同じであり、また、麺好きである等嗜好が近いこと

② 健康志向・安全志向の中で、日本食は健康・安全な食べ物として好意的なイメージで受け入れられていること

③ 所得水準の上昇、日本食の低価格店の参入等により、日本食の単価水準がある程度受け入れられるようになってきたこと

等が挙げられる。

(2) タイにおける食料消費の動向

ア 1人当たりの食料消費カロリーは、所得の向上に伴って増加している。品目別には、米の消費は減少しているのに対して、甘味料・肉類・牛乳等は増加しており、食の多様化・洋風化傾

向が見られる。ただし、野菜については最近 10 年間の消費量は、あまり変化はない。

イ 2001 年の月間家計消費支出額 (3.6 人家計) は統計的 (国立統計局) には約 1 万パーツ (1 パーツ=約 3 円)、飲食料品支出は約 3,300 パーツとなっている。これに基づき、1 日 1 人当たり支出額を計算すると 30 パーツでしかない。

ウ また、1 人 1 回当たりの外食平均消費額は、屋台等のライトファストフードで 40~60 パーツ、日本食レストラン等で 180~230 パーツ程度と想定される。

(3) 有機農産物への需要

ア 食品の安全性への消費者の意識の高まりに応じて、バンコク市内の高級スーパーマーケットでは有機や無農薬、減農薬の認証マークのついた野菜が置かれており、成長の期待されている分野でもある。

イ ただし現時点では、割高なため、その需要は限定的なものとならざるを得ない。

(4) 日本からの野菜の輸出の可能性

日本からの野菜の輸出の可能性を健闘する際の諸事情としては、以下の (1) ~ (3) のような状況であり、その検討に当たっては、以下のような点を考慮することが必要である。

- ① 野菜については、タイ北部では日本の代表的な野菜のほとんどが生産可能であること (味は劣るものの、現地代替品があること)
- ② 食の洋風化が進み、サラダでの消費も増加しているということではあるが、基本的には生鮮で食す (あるいは煮付ける) ことが、まだ大きなウエイトを占めていない中で、日本野菜の良さがでないこと
- ③ 1 食あたりの食費を為替換算すると日本とは比べものにならないくらい低い水準であること。従って、価格面では太刀打ちできないこと
- ④ このような状況の下、現地の日本レストラン等でも野菜は現地調達を行っていること

なお、今回の調査で品目を特定するまでには到らないが、

- ・現地野菜と品質において明確に差別化が可能なもの (やまいも等)
- ・現地で栽培することのメリットが働かないニッチな食材
- ・イチゴのような果実的な野菜

等について検討の可能性があると考えられる。